

石川県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要であることから、県は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和3年10月29日付け障発1029第15号)に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、感染防止対策を徹底し、必要な障害福祉サービス等を提供できるよう、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業者」とは、施設・事業所等を運営する法人をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業内容)

第4条 補助金の対象となる事業は、以下のとおりとする。

・障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を助成する。

ア 対象施設・事業所

全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別記に規定する。

イ 助成額(基準単価)、対象経費及び算定方法

別記に規定する。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、様式1による申請書兼実績報告書に様式2及び様式3の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、障害福祉サービス事業者が、同一法人内の施設・事業所の実績をとりまとめ、一括して行うものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、申請があったときは、当該申請書兼実績報告書の内容を審査し、適当と認められた場合は、次条に定める事項を条件に補助金の交付決定及び交付額の確定を行うものとし、申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 一 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- 二 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- 三 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- 四 この補助金に係る対象経費に消費税及び地方消費税を含めて申請を行った障害福祉サービス事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、様式 4 により速やかに知事に報告しなければならないこと。
- 五 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。
- 六 この補助金に係る対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの交付を受けてはならないこと。

(請求書の提出)

第8条 県から直接、補助金の支払いを受けようとする障害福祉サービス事業者は、様式 5 による請求書を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関し、必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 24 日から施行し、令和 3 年度の補助金について適用する。